

三重県科学技術振興センター工業研究部
「麹の特性を利用した魚類発酵食品の開発」共同研究公募要領

三重県科学技術振興センター工業研究部（以下「工業研究部」という。）で研究を進めている「県内農林水産物からの新規発酵食品の開発」の研究課題のひとつである「魚類の発酵試験」を効果的、効率的に実施するため、工業研究部と共同研究を実施する事業者等（以下「共同研究者」という。）を以下のとおり募集します。

申請受付期間は、平成19年5月14日から平成19年5月25日までです。応募に関するご質問等は、お問い合わせ先までお気軽にお寄せください。

1 共同研究の概要と手続き

(1) 共同研究の対象とする研究開発課題と共同研究者に期待する研究開発能力

共同研究課題名 麹の特性を利用した魚類発酵食品の開発

目的 県内で食されている魚類を用いて、麹添加による発酵食品を開発する。

具体的には、県内で漁獲される魚類に対して、麹のプロテアーゼを利用してタンパク質を分解し、アミノ酸等の旨味成分を豊富に含む発酵食品の開発を行う。

試験研究方法

開発は、工業研究部、共同研究者において実施することとし、魚種の選定、麹による原料液化の効果などについて検討を行った上で、製品を試作する。

共同研究者の役割・必要とされる研究能力

三重県内に本社または事業所を有する事業者であって、製品の試作を進めるために、社内で食品の製造能力を有し、製品の試作に協力できる開発能力を求める。

担当課 工業研究部医薬品・食品研究課（津市高茶屋5丁目5番45号）

(2) 共同研究実施期間(予定)

平成19年7月頃～12月

(3) 共同研究に要する経費の負担

共同研究者は、自らが実施する研究に要する費用を負担する必要があります。

共同して出願する特許等の出願費用（弁理士費用等含む）及び特許料は、第三者に対する実施権の取扱（禁止・保留・同意）により共同研究者の負担が変わります。

第三者に対する実施権の取扱は、共同出願契約を締結するときに、三重県科学技術振興センター（以下「センター」という）と共同研究者が協議して選択します。

その取扱と経費の負担の詳細は、次のとおりです。

- ・第三者に対する実施権の付与の禁止
共有特許を共同研究者が独占的に実施する場合など、共同研究者以外の事業者（第三者）に実施させない場合
→ 共同研究者が、出願費用及び特許料を全額負担します。
- ・第三者に対する実施権の付与の保留
実施権を求める第三者が現れたときに、実施権の付与についてセンターと共同研究者が協議して決定する場合
→ 共同研究者が、出願費用及び特許料を全額負担します。
- ・第三者に対する実施権の付与の同意
実施権を求める第三者が現れたときは、必ず実施許諾を行う場合
→ センターと共同研究者が、出願費用及び特許料の特許の持分に応じて負担します。

(4) 申請方法・申請受付期間・お問い合わせ先

平成19年5月25日午後5時までに、工業研究部医薬品・食品研究課に申請書を直接提出していただくか、「共同研究申請書在中」と朱書きのうえ郵送してください（当日消印有効）。

また、ご質問などのお問い合わせは、平日午前9時から午後5時までにお電話・FAXで担当者までご連絡ください。メールでのお問い合わせも可能です。

〒514-0819 津市高茶屋5丁目5番45号
三重県科学技術振興センター工業研究部医薬品・食品研究課
電話：059-234-8461 FAX：059-234-3982 担当者：苔庵（こけあん）
E mail：kokey00@pref.mie.jp

(5) 申請から採択に至る手続き

事前調査(5月28日～6月1日頃)

工業研究部の研究担当者が、各申請者にヒアリング等を行い、申請内容が共同研究課題の目的達成に寄与する見込み、共同研究者に必要とされる研究開発能力、研究の分担等について確認させていただきます。

審査(6月中旬頃)

申請書及び事前調査の結果から、センターの共同研究審査会において審査し、共同研究者を選定します。

審査結果の発表及び通知(6月末頃)

なお、採択された場合でも、共同研究契約の締結に当たり条件を付ける場合があります。この条件が満たされない場合は、共同研究契約を締結できませんのでご注意ください

い。

共同研究契約の締結(6月初旬以降、協議が整い次第)

共同研究の分担、共同研究契約書の内容について工業研究部と共同研究者が協議し、共同研究契約書を締結します。

なお、採択期間が年度を超える場合には、年度ごとに契約を締結します。

また、共同研究契約の締結に当たり条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認させていただきます。

(6) 審査基準

次の項目について、申請書及び事前調査を基に総合的に判断します。

共同研究者の研究開発能力

工業研究部が求める研究能力を保有し、共同研究を確実に実施可能か。

共同研究課題の推進に寄与する見込み

「魚類の発酵試験」の目的を達成するために、申請内容が有効な方法・手段となるか。

申請者の事業化計画

共同研究者が、共同研究の成果を活用する見込みがあるか。

共同研究の制度に対する申請者の理解

共同研究者の費用負担、情報の取扱、共同研究実施要領及び共同研究契約書の条項などに対して、共同研究者が十分に理解しているか。

2. その他注意事項

(1) センターの共同研究に関する規程について

共同研究に関して、センターでは「共同研究要綱」、「共同研究実施要領」において、その手続き、共同研究者の費用負担、情報公開、共有特許などの取扱などを定めていますので、申請される前にお読みいただきますようお願いします。

「共同研究要綱」、「共同研究実施要領」などは、センターのホームページ (<http://www.mpstpc.pref.mie.jp/project/kyodo19/kyodobosyu19.htm>) に掲載しています。

(2) 産業廃棄物を対象とした共同研究について

安全性の確保のため、次のような制限があります。

研究の対象

- ・特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は対象外です。
- ・産業廃棄物を原料に含む商品について、新たな用途を開発することを目的とする研究は対象外です。
- ・工業研究部又は共同研究者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は対象外です(食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。)

産業廃棄物に関する成分データ等の把握

- ・ 共同研究申請書に、研究対象とする産業廃棄物について、申請時点で把握している成分、溶出試験結果及び製造方法を添付していただきます。
- ・ 事前調査において、審査における参考資料として、工業研究部が必要とする成分等データの提出を求める場合があります。
- ・ 産業廃棄物に関する成分等データの提出を条件として採択する場合があります。この場合、共同研究者は、共同研究契約の締結前に、採択条件（センターが求める産業廃棄物に関する成分等の提出）を満たす必要があります。
- ・ 共同研究実施中に、対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、工業研究部が共同研究者に求めた場合は、共同研究者はこれらに関する情報を提出していただきます。なお、その費用は共同研究者の負担となります。
共同研究者が、工業研究部が求める情報を提出しない場合は、共同研究契約を解除することになりますのでご了承ください。

その他

- ・ 工業研究部及び共同研究者は、共同研究における実験・試作等により生じた成果物又は生産物を商品として流通させることはできません（食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合を除く。）

(3) 製品・商品に係る法的規制について

共同研究の成果を活用した製品・商品について、事業者が守るべき多くの法的規制がありますので、必ずこれを遵守してください。

例) 製造物責任法（いわゆるPL法）、不正競争防止法、薬事法、輸出貿易管理令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、など

(4) 情報公開について

共同研究者名の公表

採択通知及び不採択通知を申請者に送付すると同時に、採択された申請者の名称をホームページ等で公表します。

共同研究報告書の公開

センター及び共同研究者は、各年度末までに共同研究報告書をそれぞれ取りまとめ相互に報告します。なお、この共同研究報告書は、相手方に確認することなく開示できるものとしします。

三重県情報公開条例の適用

共同研究に関する文書全て（申請書、共同研究契約書、共同研究報告書、共同出願契約書、共同研究者が工業研究部に提出した文書・データ等）が三重県情報公開条例の対象となります。

共同研究に関して、共同研究者以外の第三者から情報公開請求があった場合、「法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は非開示情報に該当しますが、人の生命・身体・財産や環境を保護するため公開が必要と認められる情報や、情報公開審査会において公開と判断された情報は開示されます。

詳しくは、県ホームページ（<http://www.pref.mie.jp/KOUKAI/index.htm>）をご覧ください。